

第6章 地歴調査

東京都の環境確保条例では、土地の改変を行う敷地面積が 3,000 m² 以上の場合、地歴を調査し、その結果汚染の恐れがあれば、順次土壌調査を実施することになっているため、汚染のおそれを判断するために地歴調査を行った。

土壌汚染対策法においても、土地の改変面積が 3,000 m² 以上の場合は届出が必要となっており、今回はこの規定に基づいて届出の作成を行った。

資料の内容

1. 届出書本編

- ・土地利用の履歴等調査報告書
- ・別紙 調査結果
- ・著作物の利用許諾書
- ・別紙1 土地利用の履歴等年表（別紙1の補足資料含む）
- ・別紙2 対象地位置図
- ・別紙3 土地改変の概要
- ・別紙4 公図の接続図及び公図の写し
- ・別紙5 仙台堀川公園整備に伴う地番等一覧表
- ・別紙6 現在の土地利用状況及び土地の改変区域
- ・別紙7 対象地周辺の土地利用状況
- ・別紙8 地歴調査の聞き取り調査結果
- ・別紙9 江東区以外の所有地について
- ・別紙10 農薬の半減期について（参考）

2. 届出書資料編

- ・空中写真、地形図
- ・なぜ親水公園を造ったの？（江東区HP）
- ・江東の昭和史（抜粋）
- ・登記簿（写し）
- ・公図（写し）
- ・法人登記簿（写し）

